平成26年3月14日第1回上峰町議会定例会は、町議場に招集された。(第5日)															
	1番	原	田		希	2番	寺	﨑	太	彦	3番	橋	本	重	雄
出席議員	4番	碇		勝	征	5番	松	田	俊	和	6番	岡		光	廣
(10名)	7番	吉	富		隆	8番	大	Ш	隆	城	9番	林		眞	敏
	10番	中	Щ	五.	雄										
欠席議員 (0名)															
地方自治法	町		長	正	声	勇	平		副	町	長	八	谷	伸	治
第121条の	教	育	長	矢	・動丸	壽	之		会計	十管理	者	原	槙	義	幸
規定により	総務	課	長	泄	也 田	豪	文		企 i	画 課	長	北	島		徹
説明のため	税務	課	長	É	濱	博	己		住」	民 課	長	江	頭	欣	宏
会議に出席	健康福	扯調	長	社	7	義	行			與課長 資会事務		江	﨑	文	男
した者の職	生涯学習課長				手 田		淳		教	育 課	長	小	野	清	人
氏名	文 化	課	長	厉	豆 田	大	介								
職務のため 出席した 事務局職員	議会事	務周	易長	隺	島 田	良	弘		議会	事務局係	系長	石	橋	英	次

議事日程 平成26年3月14日 午後1時開会 (開議)

日程第1 請願第1号 仮称西峰東西3号線道路整備について

日程第2 意見書案第1号 要支援者への保険給付の継続を求める意見書(案)

日程第3 意見書案第2号 容器包装リサイクル法を改正し、発生抑制と再使用を

促進するための法律の制定を求める意見書(案)

日程第4 委員長報告 報告第1号 予算特別委員会審査報告について

日程第5 討論・採決

日程第6 委員会の閉会中の所管事務調査の件について

午後 0 時59分 開議

〇議長(中山五雄君)

皆さんこんにちは。ただいまの出席議員は10名でございます。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

日程第1 請願第1号

〇議長(中山五雄君)

日程第1. 請願第1号 仮称西峰東西3号線道路整備について、これを議題といたします。 これから紹介議員より説明をお願いいたします。

〇6番(岡 光廣君)

皆さんこんにちは。ただいまより請願について申し述べますけれども、読み上げて説明に かえさせていただきたいというふうに思います。よろしくお願いします。

請願第1号

平成26年1月28日

請 願 書

上峰町議会 議長 中山 五雄 様

紹介議員 岡 光 廣

件名 仮称西峰東西3号線道路整備について

請願書の趣旨

日頃より下坊所地区の運営にご支援を賜り御礼申し上げます。

下坊所地区内の道路西峰東西2号線・4号線や西峰南北水路等に関しましても徐々に改善されご尽力を賜り敬意を表します。西峰地区の畑作に目を向けますと西峰東西2号線4号線は数年前に整備され関係農家の営農上、利便性が格段に向上することができました。

仮称西峰東西3号線は従前のまま幅2m程度の未整備路線で道路側溝も整備されていない

ために、梅雨時には排水がうまくいかず農作物に湿害を受け全滅する状況も見られ、排水機能確保が必要です。最近では農業生産法人元気もりもりファームが参入しており、仮称西峰東西3号線の道幅が狭く軽トラック等の離合もできない状況であり、農作業に支障が生じています。また、この状況が続けば農業従事者の後継者不足等により耕作放棄地になる恐れがあります。

下坊所地区としてもできる限りの協力をして参る所存ですので、農作業の効率化や生産性 の向上、将来の土地有効活用(宅地開発等)のためにも、道路、排水等の環境整備を進めて いただきますようよろしくお願い申し上げます。

地方自治法124条の規定により、下記の資料を添え、上記のとおり請願書を提出いたします。

記

- 1. 請願者(地区役員及び地権者) 別紙
- 2. 3号線付近の地図及び写真 別紙

ということで、なお、つけ加えておきますけれども、請願者につきましては、区長、宮原勝 祝さん初め、全役員の方が一応同意をされております。

それから、地権者につきましても、同意をとられておりますのでつけ加えて報告をしてお きます。

以上、よろしく御審議のほどをお願い申し上げます。

〇議長(中山五雄君)

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(中山五雄君)

ないようですので、お諮りいたします。

質疑の途中ですが、ただいまの請願第1号は振興常任委員会に付託の上、閉会中の継続審査とすることにしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(中山五雄君)

異議なしと認めます。よって、請願第1号は振興常任委員会に付託の上、閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

日程第2 意見書案第1号

〇議長(中山五雄君)

日程第2. 意見書案第1号 要支援者への保険給付の継続を求める意見書(案)、これから提出者より説明をお願いいたします。

〇4番(碇 勝征君)

こんにちは。私のほうから意見書案を提案申し上げます。

意見書案第1号

上峰町議会議長 中 山 五 雄 様

提出者 上峰町議会議員 碇 勝 征

要支援者への保険給付の継続を求める意見書(案)

上記の意見書(案)を別紙のとおり会議規則第14条の規定により提出します。

平成26年3月14日 提出

要支援者への保険給付の継続を求める意見書(案)

現在、厚生労働省の社会保障審議会の場に、介護保険制度の根幹にかかわる政府案が提案 されている。中でも「要支援者を介護保険制度の給付対象から外し、市町村の支援事業に委 ねる」との提案は、介護保険制度の理念を壊しかねない制度の変更であり、市町村の財政上 及び事務上の負担も軽視できないものと考える。

厚生労働省は、昨年11月14日に開催した社会保障審議会介護保険部会に、要支援者に対する予防給付のうち市町村事業に移すのは訪問介護、通所介護のみとし、訪問看護や訪問リハビリなどは予防給付として継続することを提案した。しかし、訪問介護と通所介護は予防給付の約90%を占めており、要支援外しの本質は変わっておらず、利用の抑制により重度化が進み、保険財政の負担を増大させることが懸念される。

また、社会保障審議会介護保険部会においては、費用負担の見直しの中で、制度創設以来、 所得にかかわらず利用者負担を1割としていたものを、一定以上の所得のある者については、 2割の利用者負担とすることも併せて提案されている。このことは、負担増と給付抑制によ る生活への不安をあおることにつながる。

誰もが老いても病んでも、安心して暮らすことができる社会の実現のため、下記のことについて要望する。

記

- 1. 要支援者を介護保険制度の給付対象から外さないこと。
- 2. 一定以上の所得がある人の利用者負担を2割に引き上げないこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成26年3月14日

佐賀県上峰町議会

内閣総理大臣 安倍 晋三 様 衆議院議長 伊吹 文明 様 参議院議長 山崎 正昭 様 厚生労働大臣 田村 憲久 様

以上でございます。

〇議長(中山五雄君)

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(中山五雄君)

ないようですので、意見書案第1号の質疑を終結いたします。

これから意見書案第1号を採決いたします。

本案について賛成の皆さんの起立を求めます。

[賛成者起立]

〇議長(中山五雄君)

起立全員であります。よって、意見書案第1号は可決されました。

日程第3 意見書案第2号

〇議長(中山五雄君)

日程第3. 意見書案第2号 容器包装リサイクル法を改正し、発生抑制と再使用を促進するための法律の制定を求める意見書(案)、これから提出者より説明をお願いいたします。

〇4番(碇 勝征君)

私のほうから意見書を申し上げます。

意見書案第2号

上峰町議会議長 中 山 五 雄 様

提出者 上峰町議会議員 碇 勝 征

容器包装リサイクル法を改正し、発生抑制と再使用を 促進するための法律の制定を求める意見書(案)

上記の意見書(案)を別紙のとおり会議規則第14条の規定により提出します。

平成26年3月14日 提出

容器包装リサイクル法を改正し、発生抑制と再使用を 促進するための法律の制定を求める意見書(案)

容器包装リサイクル法(容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律)は、 リサイクルのための分別収集・選別保管を税負担で行うことになっているため、上位法であ る循環型社会形成推進基本法の3Rの優先順位に反して、リサイクル優先に偏っています。 このため、家庭から出されるごみ総排出量の減量は不十分で、環境によいリユース容器が 激減し、リサイクルに適さない容器包装が使われているのが実態です。

根本的な問題は、自治体が税負担で容器包装を分別収集しているため、リサイクルに必要な総費用のうち約8割が製品価格に内部化されていないことにあります。このため、容器包装を選択する事業者には、真剣に発生抑制や環境配慮設計に取組もうとするインセンティブ(誘因)が働かず、ごみを減らそうと努力している住民には、負担のあり方について不公平感が高まっています。

今日、気候変動防止の観点からも、資源の無駄遣いによる環境負荷を減らすことは急務であり、デポジット制度の導入をはじめとした事業者責任の強化が不可欠となっています。

よって、上峰町議会は、我が国の一日も早い持続可能な社会への転換を図るため、政府及び国に対し、以下のとおり、容器包装リサイクル法を改正し、発生抑制と再使用を促進するための法律を制定することを強く求めます。

記

- 1. 容器包装の拡大生産者責任を強化し、リサイクルの社会的コストを低減するため、分別 収集・選別保管の費用について製品価格への内部化を進めること。
- 2. レジ袋使用量を大幅に削減するため、有料化などの法制化について検討を進めること。
- 3.2 Rの環境教育を強化し、リユースを普及するため、学校牛乳のびん化が促進されるように、様々な環境を整備すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成26年3月14日

佐賀県上峰町議会

内閣総理大臣 安倍 晋三 様衆 議院 議長 伊吹 文明 様参議院 議長 山崎 正昭 様環 境 大臣 石原 伸晃様 内閣府特命担当大臣森まさこ様(消費者及び食品安全)

以上でございます。

〇議長(中山五雄君)

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇議長 (中山五雄君)

ないようですので、意見書案第2号の質疑を終結いたします。

これから意見書案第2号を採決いたします。

本案について賛成の皆さんの起立を求めます。

[賛成者起立]

〇議長(中山五雄君)

起立全員であります。よって、意見書案第2号は可決されました。

日程第4 委員長報告 報告第1号

〇議長(中山五雄君)

日程第4.委員長報告、報告第1号 議案第23号 平成26年度上峰町一般会計予算、これを議題といたします。

本件につきましては、予算特別委員会委員長の報告を求めます。

〇予算特別委員長(林 眞敏君)

予算特別委員会審査報告を始めます。

報告第1号

平成26年3月14日

予算特別委員会審查報告書

予算特別委員会

委員長 林 眞 敏

平成26年2月28日の本会議において、本委員会に付託された議案第23号 平成26年度上峰 町一般会計予算について、3月3日、4日、5日の3日間にわたり委員会を開催し慎重に審 議いたしました。

質疑終結のあと直ちに採決を行った結果、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決定 いたしました。

なお、審議の過程での主な意見及び要望は下記のとおりです。

記

(総務課)

- ・ 各種選挙の投票率向上策を講じること
- ・消防団員の確保については、行政においても対策を講じること
- ・消防団員報酬は、近隣町並みに合わせること
- ・小学校南側交差点における交通事故防止策を講じること
- ・指定避難所の場所について、町民に周知すること

(企画課)

・ふるさと納税寄付金の申込件数が増えるように、謝礼の内容等を工夫すること

- ・公用車廃車手数料は、購入費用に含めることができないか検討すること
- ・鎮西山アスレチック広場の遊具については、利用者が快適に遊べるようにしておくこと
- ・中の尾団地汚水処理場跡地の整地工事は、安価な方法を検討すること (振興課)
- ・住宅使用料の収納率向上に努めること
- ・坊所地区の変則五差路の改良を進めること
- ・町道補修については、学校周辺の通学路を優先的に行うこと (農業委員会)
- ・農業従事者への農業者年金加入を促進すること (健康福祉課)
- ・社会福祉協議会運営補助金については、事業内容を精査のうえ交付すること
- ・敬老会の祝い品及び演芸の内容充実を検討すること (住民課)
- ・環境美化啓発の看板については、内容を工夫して設置すること
- ・鳥栖・三養基西部環境施設組合の今後の方向性については、慎重審議するとともに、経過 を議会に報告すること
- ・高速道路南(側道のり面)の不法投棄防止及び隣接民有地の有価物処理対策を講じること (教育課)
- ・小・中学校校舎等改修工事は、授業に支障をきたさないよう長期休業中に行うこと
- ・中学生の国際交流事業は、保護者負担をなくすよう検討すること
- ・学校敷地への侵入者対策を講じること
- ・県立高校のタブレット端末を活用した授業に対応できるよう、中学校において必要な環境を整えること

(生涯学習課)

- ・成人式の記念品の拡充を検討すること
- ・町民体育大会などの各種大会参加賞は、町内企業から購入するよう努めること (文化課)
- ・埋蔵文化財発掘調査受託事業については、問題が生じないよう事務手続きを改善すること

以上、報告とさせていただきます。終わります。

〇議長(中山五雄君)

ただいま林眞敏委員長の報告が終わりました。

これより委員長の報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(中山五雄君)

ないようですので、質疑を終結いたします。

これより議案第23号 平成26年度上峰町一般会計予算を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は原案のとおりに可決すべきものであります。

本案は委員長の報告どおり決定することに賛成の皆さんの起立を求めます。

[賛成者起立]

〇議長(中山五雄君)

起立全員であります。よって、議案第23号は委員長の報告のとおり可決することに決定いたしました。

日程第5 討論・採決

〇議長(中山五雄君)

日程第5. 討論·採決。

議案第1号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の討論に入ります。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(中山五雄君)

討論なしと認めます。

これより議案第1号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の皆さんの起立を求めます。

〔賛成者起立〕

〇議長(中山五雄君)

起立全員であります。よって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

議案第2号 上峰町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の討論に入ります。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(中山五雄君)

討論なしと認めます。

これより議案第2号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の皆さんの起立を求めます。

[賛成者起立]

〇議長(中山五雄君)

起立全員であります。よって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

議案第3号 教育振興基金の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の討論に入ります。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(中山五雄君)

討論なしと認めます。

これより議案第3号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の皆さんの起立を求めます。

[賛成者起立]

〇議長(中山五雄君)

起立全員であります。よって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

議案第5号 上峰町手数料徴収条例の一部を改正する条例の討論に入ります。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(中山五雄君)

討論なしと認めます。

これより議案第5号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の皆さんの起立を求めます。

[賛成者起立]

〇議長(中山五雄君)

起立全員であります。よって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

議案第6号 上峰町老人保健福祉計画審議会設置条例を廃止する条例の討論に入ります。 討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(中山五雄君)

討論なしと認めます。

これより議案第6号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の皆さんの起立を求めます。

[賛成者起立]

〇議長(中山五雄君)

起立全員であります。よって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

議案第7号 上峰町総合福祉計画審議会設置条例の討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

〇議長(中山五雄君)

討論なしと認めます。

これより議案第7号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の皆さんの起立を求めます。

[賛成者起立]

〇議長(中山五雄君)

起立全員であります。よって、議案第7号は原案のとおり可決されました。

議案第8号 上峰町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例の討論に入ります。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(中山五雄君)

討論なしと認めます。

これより議案第8号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の皆さんの起立を求めます。

〔賛成者起立〕

〇議長(中山五雄君)

起立全員であります。よって、議案第8号は原案のとおり可決されました。

議案第9号 上峰町農村婦人の家設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の討論 に入ります。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(中山五雄君)

討論なしと認めます。

これより議案第9号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の皆さんの起立を求めます。

〔賛成者起立〕

〇議長(中山五雄君)

起立全員であります。よって、議案第9号は原案のとおり可決されました。

議案第10号 上峰町農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する 条例の討論に入ります。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(中山五雄君)

討論なしと認めます。

これより議案第10号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の皆さんの起立を求めます。

[賛成者起立]

〇議長(中山五雄君)

起立全員であります。よって、議案第10号は原案のとおり可決されました。

議案第11号 上峰町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の討論に入ります。討論は

ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(中山五雄君)

討論なしと認めます。

これより議案第11号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の皆さんの起立を求めます。

[賛成者起立]

〇議長(中山五雄君)

起立全員であります。よって、議案第11号は原案のとおり可決されました。

議案第12号 上峰町法定外公共物の管理に関する条例の一部を改正する条例の討論に入ります。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(中山五雄君)

討論なしと認めます。

これより議案第12号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の皆さんの起立を求めます。

[賛成者起立]

〇議長(中山五雄君)

起立全員であります。よって、議案第12号は原案のとおり可決されました。

議案第13号 上峰町都市公園条例の一部を改正する条例の討論に入ります。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(中山五雄君)

討論なしと認めます。

これより議案第13号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の皆さんの起立を求めます。

〔賛成者起立〕

〇議長(中山五雄君)

起立全員であります。よって、議案第13号は原案のとおり可決されました。

議案第14号 上峰町公民館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の討論に入ります。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(中山五雄君)

討論なしと認めます。

これより議案第14号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の皆さんの起立を求めます。

[賛成者起立]

〇議長(中山五雄君)

起立全員であります。よって、議案第14号は原案のとおり可決されました。

議案第15号 上峰町農村環境改善センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する 条例の討論に入ります。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(中山五雄君)

討論なしと認めます。

これより議案第15号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の皆さんの起立を求めます。

[賛成者起立]

〇議長(中山五雄君)

起立全員であります。よって、議案第15号は原案のとおり可決されました。

議案第16号 上峰町歴史公園設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の討論に入ります。討論はありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり〕

〇議長(中山五雄君)

討論なしと認めます。

これより議案第16号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の皆さんの起立を求めます。

「替成者起立〕

〇議長 (中山五雄君)

起立全員であります。よって、議案第16号は原案のとおり可決されました。

議案第17号 上峰町青少年問題協議会設置条例の一部を改正する条例の討論に入ります。 討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(中山五雄君)

討論なしと認めます。

これより議案第17号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の皆さんの起立を求めます。

[賛成者起立]

〇議長 (中山五雄君)

起立全員であります。よって、議案第17号は原案のとおり可決されました。

議案第18号 上峰町立学校施設の使用に関する条例の一部を改正する条例の討論に入ります。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(中山五雄君)

討論なしと認めます。

これより議案第18号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の皆さんの起立を求めます。

「替成者起立〕

〇議長(中山五雄君)

起立全員であります。よって、議案第18号は原案のとおり可決されました。

議案第24号 平成26年度上峰町国民健康保険特別会計予算の討論に入ります。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(中山五雄君)

討論なしと認めます。

これより議案第24号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の皆さんの起立を求めます。

[賛成者起立]

〇議長(中山五雄君)

起立全員であります。よって、議案第24号は原案のとおり可決されました。

議案第25号 平成26年度上峰町後期高齢者医療特別会計予算の討論に入ります。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(中山五雄君)

討論なしと認めます。

これより議案第25号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の皆さんの起立を求めます。

[賛成者起立]

〇議長(中山五雄君)

起立全員であります。よって、議案第25号は原案のとおり可決されました。

議案第26号 平成26年度上峰町土地取得特別会計予算の討論に入ります。討論はありませ んか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(中山五雄君)

討論なしと認めます。

これより議案第26号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の皆さんの起立を求めます。

[賛成者起立]

〇議長(中山五雄君)

起立全員であります。よって、議案第26号は原案のとおり可決されました。

議案第27号 平成26年度上峰町農業集落排水特別会計予算の討論に入ります。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(中山五雄君)

討論なしと認めます。

これより議案第27号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の皆さんの起立を求めます。

[賛成者起立]

〇議長(中山五雄君)

起立全員であります。よって、議案第27号は原案のとおり可決されました。

議案第28号 三神地区環境事務組合規約の変更に係る協議についての討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

〇議長(中山五雄君)

討論なしと認めます。

これより議案第28号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の皆さんの起立を求めます。

「替成者起立〕

〇議長(中山五雄君)

起立全員であります。よって、議案第28号は原案のとおり可決されました。

議案第29号 訴えの提起について討論に入ります。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(中山五雄君)

討論なしと認めます。

これより議案第29号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の皆さんの起立を求めます。

[賛成者起立]

〇議長(中山五雄君)

起立全員であります。よって、議案第29号は原案のとおり可決されました。

議案第30号 上峰町議会委員会条例の一部を改正する条例の討論に入ります。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(中山五雄君)

討論なしと認めます。

これより議案第30号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の皆さんの起立を求めます。

「替成者起立〕

〇議長(中山五雄君)

起立全員であります。よって、議案第30号は原案のとおり可決されました。

日程第6 委員会の閉会中の所管事務調査の件について

〇議長(中山五雄君)

日程第6.委員会の閉会中の所管事務調査の件についてを議題といたします。

お手元に配付のとおり、各委員長から会議規則第73条の規定により所管事務の閉会中の継 続調査の申し出があっております。

お諮りいたします。委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに賛成の 皆さんの起立を求めます。

〔賛成者起立〕

〇議長(中山五雄君)

起立全員であります。よって、本件につきましては、委員長からの申し出のとおり、閉会 中の継続調査とすることに決定いたしました。

これで本日の日程は全部終了いたしました。これをもって会議を閉じます。

平成26年第1回上峰町議会定例会を閉会いたします。

御協力大変ありがとうございました。大変お疲れさまでした。ありがとうございました。

午後1時38分 閉会

上峰町議会会議規則第127条の規定により、ここに署名する。

平成 年 月 日

上峰町議会議長 中山五雄

上峰町議会議員 大川隆城

上峰 町 議 会 議 員 林 眞 敏